

第 9 8 号議案

指定管理者の指定について

施設の名称 福井県社会福祉センター

指定管理者候補者選定結果

指定管理者指定申請書

健康福祉部

「福井県社会福祉センター」の指定管理者候補者の選定について

福井県社会福祉センターの指定管理者の申請の募集について、福井県社会福祉センター指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者候補者を次のとおり選定いたしました。

1 団体名

社会福祉法人福井県社会福祉協議会

2 所在地

福井県福井市光陽二丁目3番22号

3 指定期間

5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）

4 選定理由

当該団体は、福井県社会福祉センター指定管理者選定委員会の審査において、福井県立社会福祉施設に関する条例で定める指定の基準に十分適合しているものと評価され、指定管理者にふさわしいと認められることから、当該団体を指定管理者候補者に選定します。

5 申請団体数

1団体

6 選定委員会での審査結果

(1) 選定委員会委員

- ・ 坂口 昌宏 福井県立大学看護福祉学部准教授
- ・ 藤野 恵子 オフィススプリングエース 代表
- ・ 中山 照恵 福井県社会福祉士会 理事
- ・ 上野 孝子 (特非)福井県手をつなぐ育成会 理事
- ・ 白崎 俊一郎 福井県総合福祉相談所長

(2) 審査結果

審査基準	配点	申請団体名
		社会福祉法人 福井県社会福祉 協議会
1 県民の平等な利用が確保されていること。	適/不適	適
2 施設の効用を最大限に発揮するものであること ・利用者へのサービス向上のための取組み ・会議室、研修室、体育館等の利用促進のための取組み ・相談業務を実施するに当たっての取組み ・社会福祉研修業務を実施するに当たっての取組み ・利用者の意見の反映、業務改善への取組み ・提案した計画の内容の妥当性、実現可能性、持続性	200	144.8
3 管理の経費の縮減が図られるものであること。 ・管理運営に係る県の支出経費 ・提案した提示額の妥当性、実現可能性、持続性 ※ 団体の申請額（5年間）	150	123.0
4 管理を安定して行う能力を有するものであること ・人的能力 （管理運営組織、人員配置、関連する資格者等の有無） ・物的能力（トラブルや危機管理対応、保険対応等） ・申請者の安定性、信頼性 （財務状況、資産、資金調達、提携団体） ・申請者の実績（同種の施設の管理運営実績） ・業務全般に対する取組み姿勢 ・提案した内容の妥当性、実現可能性、持続性	150	122.1
総合得点（満点500）	500	389.9

※ 点数は5名の選定委員の採点の合計点です。

(3) 講評

- ・ 審査基準1については、県民に対し広く平等に利用する機会を確保する旨が提案されており、適と評価された。
- ・ 審査基準2については、障がい者や要配慮者の利用促進のため、正面駐車場のハートフル専用駐車場の増設が評価された。利用者からのアンケートの活用等により、利用者の立場に立ったさらなるサービス向上を期待したい。
- ・ 審査基準3については、提示額が上限額の範囲内で提案されており、省エネ活動等による経費縮減に向けた取組みが評価された。
- ・ 審査基準4については、職員が社会福祉士等の資格を有していることや、県内の福祉関係機関のネットワークやこれまでの指定管理を行ってきた実績を活かし、当該施設の管理運営を適切かつ安定的に行い、新しいニーズに対応することのできる体制が整っている点が評価された。
- ・ 以上の総合的な評価により、社会福祉法人福井県社会福祉協議会は、福井県社会福祉センターの指定管理者に求められる水準に十分達しているものと評価された。

7. 今後、県議会に指定管理者指定の議案を提案します。
県議会の議決を得た後、正式に指定管理者に指定されます。

(施行規則様式)



様式第1号 (第2条関係)

福祉総発第374号
令和5年10月3日

福井県知事 杉本 達治 様

福井市光陽2丁目3番22号
社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
会長 小藤 幸男

指定管理者指定申請書

福井県社会福祉センターの管理に関する業務を行いたいので、福井県立社会福祉施設に関する条例第8条第2項の規定により、下記の書類を添えて、申請します。

記

- 1 福井県社会福祉センターの管理の業務に関する事業計画書 (資料1)
- 2 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類 (資料2)
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表その他財務の状況を明らかにする書類(申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録) (資料3)
- 4 申請の日の属する事業年度における事業計画書および収支予算書 (資料4)
- 5 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類 (資料5)
- 6 福井県社会福祉センターの管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類 (資料6)
- 7 現に行っている業務の概要を記載した書類 (資料7)
- 8 福井県社会福祉センターの設置および管理に関する条例第9条各号に掲げる基準に適合していることを確認するために知事が必要と認める書類 (資料8)

福井県社会福祉センターの管理の業務に関する事業計画書

1 団体の概要

団体の種別	社会福祉法人			
団体名	福井県社会福祉協議会			
所在地	福井市光陽2丁目3番22号 福井県社会福祉センター内			
代表者名	会長 小藤 幸男			
電話番号	0776-24-2339			
FAX 番号	0776-24-8941			
メールアドレス	somu@f-shakyo.or.jp			
設立年月日	昭和28年12月10日			
資本金(基本財産)	200,100千円			
従業員数	令和5年10月1日現在 ■人			
主な事業内容 (必要に応じ別紙)	(資料3) 「令和4年度事業報告書および収支決算書」P1~P47のとおり			
同種の施設の管理 運営業務の実績 (必要に応じ別紙)	名称	所在地	業務内容	運営期間
	福井県社会福祉センター	福井市 光陽2丁目 3-22	センター利用に関する業務、維持管理に関する業務等	昭和55年12月1日～ 現在まで
提携団体名	なし			

2 管理運営基本方針

(1) 県の社会福祉拠点としての運営

地域福祉推進の一翼を担う福井県社会福祉協議会(以下、本会という。)が、福祉・保健等に係わる行政計画や政策との整合を図りつつ、市町社協や福祉施設、各種福祉関係機関とのネットワーク機能を活かした広域福祉活動の拠点として県社会福祉センター(以下、センターという。)を運営していく。

(2) 平等利用の原則遵守

高齢者、障がい者、児童、母子父子寡婦等も含め全ての県民が平等に利用できるよう、入居団体や関係機関との連携のもと、県民に親しみやすく利用しやすいセンター運営のため、設備や環境の充実を図る。

(3) 県民への相談機能の充実

県民からの相談に誠実に対応し各種関係機関との連携による円滑な解決を通じて、県民に信頼される相談機関としての充実を図る。

(4) 研修機能の拡充

各種の研修事業を通じて社会福祉従事者の資質向上を図り、県民への福祉サービスを向上させることを目的に、研修機関としての機能の拡充を目指す。

(5)災害に強い福祉活動拠点としての運営

災害時の福祉救援活動拠点として、居住環境の整備や備蓄品の拡充を図るとともに、災害対応に関する基礎的知識、技術を有した職員(防災士)を配置するなどして、災害支援活動の拠点づくりを目指す。

3 施設の効用を最大限発揮することに関する事項

(1)利用者へのサービス向上についての取組み

ア 利用者の利便性向上

①「利用サービス向上委員会」の開催

センター入居団体や関係団体で構成する「利用サービス向上委員会」を年1回開催し、センター利用者の利便性向上のための意見集約により、更なるサービス向上のための方策を協議してきた。同委員会は今後も継続するとともに、民間企業や多様な利用者層からの意見も集約し、コスト管理や費用対効果の視点からサービス改善を図っていく。

【令和5年10月1日現在「利用サービス向上委員会」委員構成】

入居団体	福井県身体障害者福祉連合会
	福井県老人クラブ連合会
	福井県母子寡婦福祉連合会
利用団体	福井県社会福祉士会
	福井県介護福祉士会
関係団体	福井県総合福祉相談所

【委員会提案に基づく利用者サービスの改善事項】

令和元年度	体育館ステージ照明の改修、体育館舞台幕の入替、敷地内の樹木の剪定(景観美化、駐車場出入口における運転者の視界確保等のため)
令和2年度	新型コロナウイルス対策として、老朽化したトイレ設備の自動化等を含めた改修について県と協議し、計画的(令和3年度から4年間)整備について合意形成を図った。
令和3年度	1~4 階男女トイレの手洗い蛇口の自動化、1 階男女トイレの入口自動ドア、壁紙張替。
令和4年度	1 階女子トイレ、4 階男子・女子トイレの和式から洋式への改修。 利用者アンケートに基づいて改善した事項について、本会ホームページ上において紹介。

② 利用者が訪れやすくするための配慮

<公共交通機関利用者への配慮>

バス利用者のアクセスが便利になるよう、センター周辺のバス停留所にセンターまでの案内経路を表示することや、センターの利用拡大に繋がるよう、公共交通機関利用の促進を図るため、コミュニティバスの最寄り停留所における車内アナウンスの導入等を事業者に要望するなどし、利便性の向上を図りたい。

<駐車場の整備>

障がい者や要配慮者のセンター利用を促進するため、正面駐車場の区画線の引き直しを実施し、従前ハートフル専用駐車場 2 台であったものに対し、ハートフル専用駐車場 4 台、ハートフル駐車場 4 台に増設した。今後は、東側駐車場への案内・誘導表示を充実させるだけでなく、駐車場の補修(再舗装、白線引き)も進めていくことで利用の促進を図っていく。

<降雪時の除雪>

降雪時において、車いす利用者をはじめ、一般利用者等の駐車場使用に支障が出ないように、計画的に業者へ依頼するほか、フォークリフトおよび除雪機を活用するとともに、入居団体を含めた職員による早朝、休日の除雪体制により対応していく。今後は、職員の除雪スキルを高めるため、フォークリフト運転資格の取得を進め、安全かつ効率よく速やかな除雪に努めていく。

<敷地内禁煙の実施>

センター利用者の健康増進の環境づくりのため、平成30年度より敷地内禁煙としており、引き続き受動喫煙防止に取り組んでいく。

③ 利用者へのサービス向上

センター利用者へのアンケート、センター入居団体で構成される入居団体連絡会等での意見を踏まえながら利用者へのサービス向上を図っていく。

<ICTの活用>

利用者の利便性をさらに高めるべく、利用アンケートのオンライン化、オンラインシステムによる貸室の空き情報の提供、利用料のキャッシュレス決済の導入等を図っていく。

<無料 Wi-fi の設置>

センター1、2、4階に無料 Wi-fi を設置している。引き続きセンター利用者の利便性向上のため、有効範囲の拡大等を図っていく。

<利用者への福祉商品販売>

センター1階ロビーにて、センター利用者の飲食等の利便性を高めるだけでなく、福祉商品への理解と関心を深め、障がい者の自立促進に繋げていくために、県内の障がい福祉サービス事業所商品(菓子類、野菜等)の販売を今後も継続して行っていく。

<利用者への周辺案内>

センター周辺の飲食店や郵便局、銀行、バス停などを分かりやすく掲載した周辺マップや、公共交通機関の時刻表を随時更新して配付することで、センター利用者の利便性向上を図る。

イ 施設を適切に維持管理するための取組み

① 専門業者による設備管理

夜間休日の警備、館内清掃、空調設備保守管理、エレベーター保守管理、高圧電気設備保守管理、電話設備保守管理、消防設備保守管理、防火設備定期点検、自動ドア設備管理など、高い安全性と専門技術が要求される分野の設備に関して、年間を通して外部の専門業者に委託する。

また、ボイラーばい煙測定、重油タンク点検、水質検査等の法令に基づいた検査についても専門業者に委託する。

② 指定管理者による設備管理

職員が常時センター内外の安全確認を行うとともに、軽微な修繕について対応する。また、アンケート等により利用者の意見を取り入れて必要な修繕箇所をまとめ、安全で使いやすい施設整備について県と協議して取り組んでいく。

【本会における施設整備(小規模修繕)】

正面玄関通路タイルひび割れ舗装、ブラインド交換、貸室における老朽化した机・椅子等の入れ替え、消防設備修繕、センター管理運営に必要な軽微な修繕等

【県との協議に基づく施設整備(大規模修繕)】

令和元年度	消防設備修繕、エレベーター更新工事、体育館床改修工事、ファンコイルユニット更新工事※故障分のみ
令和2年度	地下重油タンク内面ライニング工事、ファンコイルユニット更新工事※大規模貸部屋のみ
令和3年度	トイレ設備改修工事※手洗い蛇口の自動化(全階)、入口ドア自動化(1階)、ファンコイルユニット更新工事※小規模貸部屋のみ
令和4年度	トイレ洋式化※1、4階和式トイレ、吸引式冷温水機パーナードーター更新ファンコイルユニット更新工事※入居団体事務室の一部

③ 入居団体を含めた職員による環境整備

センター敷地内とその周辺(歩道、駐車場など)については、定期的に清掃や除草等を行い、環境の美化に努めていく。

ウ 個人情報の取扱いや利用者の安全を確保する体制

① 個人情報の取扱い

本会では、個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)および個人情報保護規程を制定している。また、本会が取り扱う個人情報を安全に管理するため、個人情報保護管理者を配置し、個人情報保護体制を整えている。(別紙1)

なお、職員に対しても、各種の会議や研修等機会を通じて、個人情報に関する適正な管理を徹底する。

② 利用者の安全を確保する体制

センター内にさすまたや防護盾、AED、防犯カメラを設置しているほか、不測の事態に対応するため、定期的に職員を対象とした「避難訓練」、「不審者対応訓練」、「普通救命講習会」を実施している。今後も定期的に訓練や講習会を実施し、利用者の安全を確保するための知識・技術の習得に努めていく。

(2) 会議室、研修室、体育館等の利用促進についての取組み

ア 利用促進のための具体的な方策

① 会議室等の貸部屋改修

ファンコイル、壁紙、床などの計画的な改修に努めるほか、机や椅子などで老朽化したものを入れ替えていくなどして、利用促進と環境づくりを進めていく。

② 開所時間の延長

通常、開所時間は午前9時から午後9時までと設定されているが、利用者の要望に応じて午後10時までの延長利用を受け入れるなど、今後も継続して利用促進を図っていく。

③ 1日の利用料金の低額化

通常は午前、午後の時間別の料金設定であるが、午前9時から午後5時までの終日利用の場合は1割引の利用料を設定している。今後も継続し利用の増加を図る。

④ 貸出し備品の充実

マイク、プロジェクターといったOA機器等の貸出し備品の充実を図り、利用しやすい環境をつくる。併せてホームページに備品リストを掲載し、利便性向上を図る。

⑤ 広報によるPR

センター利用についてより広く知ってもらうため、パンフレットなどの広報媒体と併せ、本会ホームページや SNS といった電子媒体での情報発信の充実を図る。また、センターを利用しているサークル等の活動を本会ホームページで紹介し、県民の社会参加を促しつつ、センターのPRを図っていく。

(3) 相談業務を実施するに当たっての取組み

ア 相談を受ける体制

① センターの相談体制

センターの機能を活かして、相談業務に際しては「福井県社会福祉センター相談対応マニュアル」により相談体制を構築している。(別紙2)

また、入居団体とのネットワークを活かし、総合的かつ迅速な支援体制づくりを進めていく。

② 県社協の相談体制

本会が実施している各種相談(福祉サービス苦情解決、生活福祉資金貸付、日常生活自立支援、高齢者権利擁護相談等)事業を基本に、社会福祉士等有資格者が多い本会の専門性を活かして、県民のニーズに応じていく。

また、本会事業に関係のある福祉関係機関と連携することで、専門機関のネットワークを活かした包括的な対応により、問題解決に取り組んでいく。

【県社協職員有資格者数 単位:人】

令和5年10月現在

社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	介護支援専門員	保育士	保健師	衛生管理者	防災士	ファイナンシャルプランナー
22	3	2	2	5	1	2	27	2

③ 各相談への対応方針

県民からの様々な相談に対し、以下の方針により、個別性を重視した丁寧かつ適切な対応に努める。

- ・相談者を待たせず、安易に他の窓口へまわさない(ワンストップの支援)。
- ・相談にあたって取得した個人情報、本会規程に基づき厳正に取り扱う。
- ・問題解決の過程を記録するとともに、組織内での情報共有化を図る。
- ・相談に関する苦情については、本会規程により適切かつ迅速に対応する。

(4) 社会福祉研修業務を実施するに当たっての取組み

① 定型研修

研修テーマ	主な受講者	実施時期・回数
主任保育士研修 前後期(計6日間)	児童福祉施設等の保育士(主任職 または主任職相当職員)	前期 6~8月 年3回(日) 後期 11~1月 年3回(日)
実習指導者研修会(1日間)	保育実習の実習指導を行う管理 者・指導者・保育者	11月~2月 年1回(日)
児童福祉施設給食職員研修 (計2日間)	児童福祉施設等の給食業務担当 職員等	9~11月 年2回(日)
老人・障害者福祉施設給食 職員研修(計2日間)	老人・障害者福祉施設等の給食業 務担当職員等	9~11月 年2回(日)
老人・障害者福祉施設看護 職員研修	老人・障害者福祉施設等の看護職 員	9~2月 年1回(日)
メンタルヘルス研修(半日間 ×1回、1日間×1回)	県内社会福祉事業所に勤務する 職員(全種別)	ア)管理職対象 半日間 イ)一般職対象 1日間 9月~2月 年2回(日)

② 研修受講サポートシステムの活用

本会では、令和4年度から研修受講サポートシステムを導入している。本システムでは、施設の担当者からの申し込み手続き等負担を軽減させ、申込から受講履歴の確認等がWEB上で行えるようになっている。社会福祉研修においても、本システムを活用し、参加しやすい体制を整え、受講者の増加につなげていく。

③ 研修テーマ、内容の選定

研修テーマについては、研修実施後のアンケートや社会福祉施設を対象に行う研修意向調査などにより、受講対象施設(者)からの要望を集約し、受講者のニーズに応えるよう努める。

また、研修カリキュラムや研修議題の設定にあたっては、専門職能団体(保育士会、看護協会、栄養士会等)と協議するなどして、研修内容の充実に努める。

なお、上記研修に限らず、制度改正などで実施すべきテーマがあれば追加し、実施する。

④ 講師の確保

(ア) 県内大学・専門学校講師への協力依頼

県内の大学、専門学校等に社会福祉関連分野の学科があり、専門性を持った教員が多数在籍していることから、研修内容に応じた講師の派遣を依頼する。

また本会では、これまで指定管理者研修以外にも多くの研修を企画実施しており、各大学等とのつながりもあり、協力体制を作りやすい。

(イ) 県内各専門団体からの派遣

本会と関係が深い職能団体(保育士会、看護協会、栄養士会等)には、研修講師として十分な経験を有する人材が多数所属しているため、これら団体を中心に講師の派遣を依頼する。

(ウ) 各都道府県社会福祉協議会への照会

本会は、全国社会福祉協議会や各都道府県社会福祉協議会とのネットワークを持っているため、同様の福祉職員研修のノウハウ、情報を共有しながら、研修テーマに精通する講師を確保する。

⑤ 受講者への周知方法

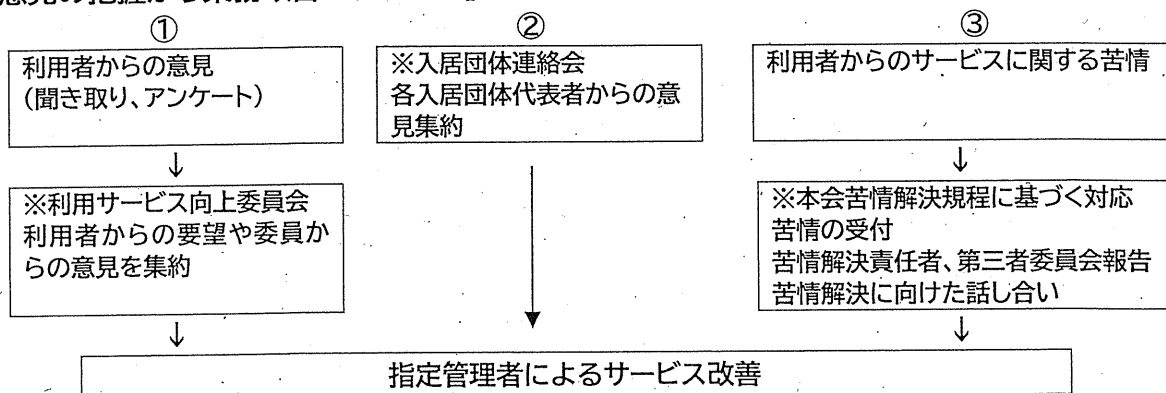
年次の研修計画については、前年度の3月に県内全ての福祉施設に研修受講サポートシステムよりメール送信するとともに、概ね2か月前には研修要項等を研修対象となる全ての施設へ案内する。

また、本会ホームページに研修スケジュールを掲載周知するとともに、研修要項および申込書も取り出せるようにする。

(5) 利用者の意見の反映、業務改善への取組み

ア 利用者の意見の把握および対応

【意見の把握から業務改善のプロセス】



① 利用者からの要望への対応

利用者からの改善要望は、日常業務での聞き取りやアンケートにより集約し、「利用サービス向上委員会」等で協議しながら、サービスの改善に取り組んでいく。

② 入居団体連絡会からの要望への対応

入居団体が一堂に会する「入居団体連絡会」で改善要望等を集約し、サービスの改善につなげていく。

③ 利用者からのサービスに関する苦情への対応

本会苦情解決規程により、苦情解決責任者ならびに受付担当者および第三者委員を配置しており、センター利用に関する苦情についても同様に対応する。(別紙3)

苦情解決においては、利用者の立場や特性に配慮し、中立的で適切な対応に努めていく。

イ 利用者数等の目標設定

【利用者数等の目標設定】

(単位:人)

項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	算出根拠
施設利用人数	61,783	62,400	63,024	63,654	64,290	令和4年度実績の2%増を令和6年度の目標値とし、以降前年度比約1%増加とした。
研修受講者数 延人数 (指定管理委託分)	602	608	614	620	626	令和4年度実績の2%増を令和6年度の目標値とし、以降前年度比約1%増加とした。

① 利用者数の実績拡大

施設利用者は貸部屋利用者だけでなく、本会を含めた各入居団体への来客者や相談利用者など、大勢の県民が日々センターを利用している。今後は会議や研修のみならず福祉商品販売を促進するなど、様々な方法でセンター利用を県民に呼びかけ、利用実績を伸ばしていく。

② 研修事業受講者数の拡大

指定管理委託研修については、各種施設団体からの意見や受講者アンケート等に基づき、今後も福祉従事者にとって必要とされる研修を企画、実施していく。

また、本会では、指定管理研修以外にも福祉従事者を対象とした様々な研修を実施しており、それらの実績から、研修に関するノウハウを次回の研修へフィードバックする機能を持っている。この特性を活かし、より多くの受講が得られるよう研修内容の充実・強化を図っていく。

【参考】

令和5年度における指定管理研修以外の本会研修実施計画

	事業数	定員総数
・福祉職員生涯研修「キャリアパス対応課程」	4事業	200名
・定着支援(フォローアップ)研修	5事業	420名
・福祉職員専門課題別研修	9事業	360名
・認知症介護実践研修	5事業	310名
・介護支援専門員養成研修	4事業	550名
・保育士等キャリアアップ研修	8事業	1,115名
	合計	2,955名

4 施設の管理経費の縮減に関する事項

(1)収入

(単位:千円)

項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	計	備考
使用料等収入	6,514	6,579	6,644	6,710	6,777	33,224	前年比1%増
入居団体負担金	5,513	5,513	5,513	5,513	5,513	27,565	
その他の収入	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	
計(A)	13,027	13,092	13,157	13,223	13,290	65,789	

(2)支出

(単位:千円)

項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	計	備考
人件費	24,373	26,576	26,739	26,871	26,988	131,547	
燃料費	4,131	4,131	4,131	4,131	4,131	20,655	
光熱水費	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090	55,450	
消耗品費	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	5,760	
修繕費	1,687	1,704	1,721	1,739	1,756	8,607	
通信運搬費	512	512	512	512	512	2,560	
保険料	234	234	234	234	234	1,170	
印刷製本費	119	119	119	119	119	595	
委託料(外部委託)	17,140	17,417	18,184	18,478	19,291	90,510	前年比3%増
使用料・賃借料	347	347	347	347	347	1,735	
						0	
その他の支出	4,740	4,740	4,740	4,740	4,740	23,700	
計(B)	65,525	68,022	68,969	69,413	70,360	342,289	

差引(B)-(A)	52,498	54,930	55,812	56,190	57,070	276,500	
-----------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--

※積算根拠は(別紙4)に記載のとおり。

(3)使用料等収入の確保、経費節減についての取組み

① 使用料等収入の確保

多くの利用団体がリピーターであることから、引き続き利用してもらえるようサービスの向上に努めるとともに、新規利用団体等の獲得のために広報周知する。

また、研修部門でも、福祉施設や職員から学びたいテーマ等の意見を集約し、収益の見込める研修を企画し実施する。

② センター管理の経費削減

本会は「ふくい SDGsパートナー」に登録しており、目標達成に向け取り組みを進めている。センター管理においても、恒常的な省エネ活動(節電、ゴミ削減等)に取り組み、経費削減を図っていく。

また、業者選定および契約手続き等については、社会福祉法人会計基準や本会経理規程に基づき、複数業者からの見積徴収、競争入札より適正な支出を行う。

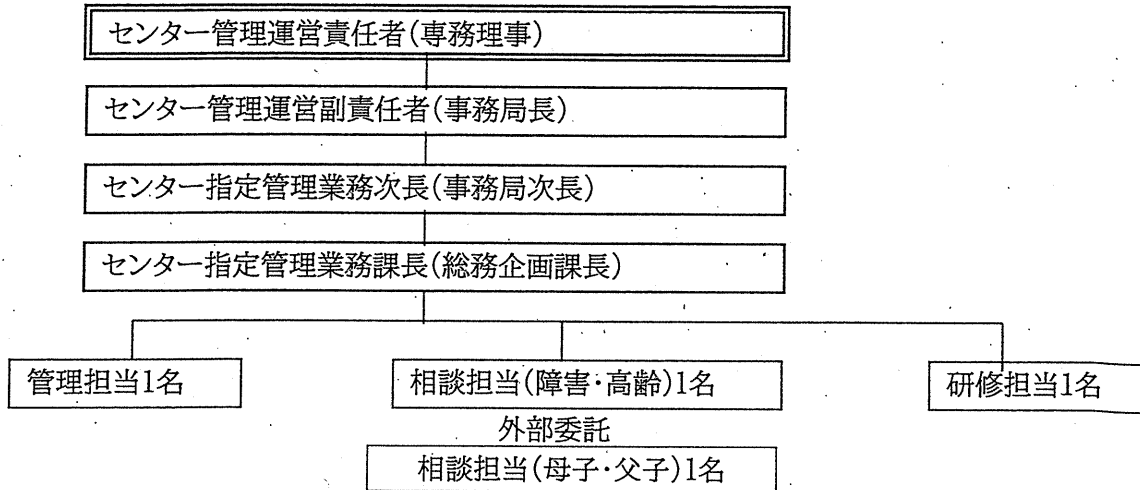
加えて、ICTの活用を推進し、消耗品費等の削減を図っていく。

5 管理を安定して行う能力に関する事項

(1)人的能力

ア 管理の業務を行う組織

【組織図】



イ 人員配置、業務内容、勤務体制等

職種及び業務内容	資格	雇用形態	勤務体制	施設経験年数 (R5.10.1 現在)	人件費見込額 (R6~R10)
管理業務課長 各業務の調整	社会福祉士 防災士	常勤	週5日 8:30~17:15	35年6月	49,276千円
管理担当	社会福祉士 防災士	常勤	同上	25年0月	45,396千円
相談業務 (障がい・高齢)	社会福祉士 防災士	常勤	同上	13年6月	25,435千円
研修業務		常勤	同上	13年6月	11,440千円
計4人					131,547千円
※外部委託(年間) 相談業務(母子・父子)	医療事務 交流分析士	常勤	週5日 9:00~17:30	20年6月	2,600千円
<有資格者の氏名> ①防火管理者 ██████████ ②危険物取扱者(乙種4類) ██████████ ③電気主任技術者 でききほあん福井企業組合へ委託					

ウ 職員の質の向上

① 利用者からの相談対応へのスキル向上

本会プロパー職員において、社会福祉士資格未取得者に対し、資格取得促進を行っており、相談支援等のスキル向上を図っている。また、全ての職員に対し、クレーム対応研修を実施することで、利用者への対応技術を向上させるとともに、不当な要求から職員を守る取り組みを行っている。

② 緊急時対応に必要なスキルの習得

センター利用者の突発的な体調不良や事故、不審者などの侵入に対応するため、全ての職員を対象に「普通救命講習会」、「不審者対応訓練」を定期的実施し、利用者の安全を確保するための知識・技術の習得に努めている。

また、本会における職場研修体系(職育)に基づき、計画的な人材育成と資質向上を図っていく。
(別紙5)

③ 災害時における対応スキルの向上

本会では、大規模な災害時に支援拠点や避難所を運営するための基礎的知識を有した防災士養成に取り組むとともに、被災地へ職員を派遣し災害救援活動を経験させることで対応力を強化していく。

エ 外部委託の方針等

① 外部委託方針

設備管理について、保守管理に高い安全性と専門知識、技術が要求される分野に関しては、年間を通じ外部の専門業者に委託することとし、利用者の安全確保に努める。

また、相談業務では入居団体で専門機関である福井県母子寡婦福祉連合会に母子・父子相談業務を委託することで、専門性の高い相談に対応する。

② 外部委託を予定している業務内容

<設備管理>

夜間休日の警備、館内清掃、空調設備保守管理、エレベーター保守管理、高圧電気設備保守管理、電話設備保守管理、消防設備保守管理、自動ドア設備管理、防火設備定期点検

<設備検査>

ボイラーばい煙測定、地下重油タンク検査、受水・汚水・湧水槽検査、水質検査等

<相談業務>

母子父子寡婦相談

③ 委託先の選定方法

外部委託業者については、発注する業務の規模や内容、業務を実施するために必要な能力の有無、過去の実績等を総合的に考慮した上で、複数業者より選考し決定する。

なお、業者選定および契約手続き等については、本会が定める経理規程、その他社会福祉法人会計基準に基づき対応していく。

また、県が推奨する福祉施設への優先発注については、清掃業務を委託するなどして、福祉関係者の働く場となるよう配慮することとしたい。

(2)物的能力

ア 緊急時の対応

① センター緊急時対応マニュアルによる対応

本会では、センターの緊急時に対応するため、本会事務局長を責任者とする体制を構築しており、センター内での事故や火災、地震等の災害発生を想定したマニュアルを整備している。(別紙6) このマニュアルにより、下記の機関や県社協職員および他の入居団体とも連携してセンター利用者の安全確保に努める。

<病院との連携>

全ての職員に「普通救命講習会」を行っており、センター利用者が負傷した場合、簡易な症状であれば、職員が応急手当を施すなどの対応をし、緊急を要する事態には、近隣の消防署、病院と連携し、早急に救急車を手配するなどして救護者の安全を確保する。また、救急車到着までの間、センター備付けのAEDで心肺蘇生処置を施すなどして、利用者の人命救助に尽力する。

<消防署、警察との連携>

建物の火災、不審者への対応など、他の利用者や職員に危害が及ばないよう、緊急時対応マニュアルに基づき消防署、警察署と連携し対応する。また、定期的に警察の訪問があることから、不測の事態に備え、密な情報共有を図っていく。

② 災害が発生した場合

センター利用者や来訪者等の避難誘導、消防、警察への通報のほか、火災発生時には初期消火活動を実施し、利用者等の安全確保と被害の拡大防止に努める。

また、大規模な震災や風水害等により県内で被害が発生した場合、県内の各市町社協の協力も得ながら被災地支援活動の拠点としての機能を発揮するほか、福井市の指定避難所として使用できるようライフラインや備蓄品の確保にも努める。

なお、避難所の運営には防災士や福祉専門資格を持った職員等があたり、避難住民の健康や安全面に配慮した対応に努める。

イ トラブル対応

施設運営にあたって想定されるトラブルについては、以下により対応する。

① 建物内での利用者のケガや病気、感染による疾病

近隣の病院と連携し、利用者の安全確保と治療、救命・救助の協力を努めていく。

また、感染症予防のため、手洗消毒剤の常備や衛生管理に万全を期す。

② 駐車場内での自動車事故

駐車場内または隣接する公道において、運転者や歩行者の不注意により事故が発生しないよう、看板・貼紙等で注意喚起するとともに、敷地内の樹木の剪定や街灯の設置など、事故防止に向けた環境整備を図る。

③ 建物内での犯罪、盗難による被害

利用者には持ち物等の管理で注意を呼びかけるとともに、館内の要所に防犯カメラ等を設置するなどして、防犯と安全確保に努めていく。

④ 職員による利用者への過失等

過失に備え、保険に加入し対応していく。

(3) 資金調達

指定管理業務に充当する財源として、本会が実施する自主研修の参加費収入の一部を充当する。福祉研修機関としての専門性を裏付けとする研修事業により収益性を高め、安定した財源確保に努める。

また、本会財政の基盤として活動の趣旨に賛同する者による会員制度を設け、会費収入により事業を展開しており、引き続き会員増に向け取り組んでいく。

【会費収入見込額】

(単位:千円)

会費種別	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	計	備考
市町社協	7,431	7,431	7,431	7,431	7,431	37,155	
民生委員	1,859	1,859	1,859	1,859	1,859	9,295	
社会福祉施設	5,161	5,161	5,161	5,161	5,161	25,805	
関係団体	81	81	81	81	81	405	
賛助会員	1,240	1,252	1,265	1,278	1,290	6,325	前年比1%増
計	15,772	15,784	15,797	15,810	15,822	78,985	

(4) 類似施設の管理実績

類似施設の管理実績は無し。

(5) 地域や関係団体との連携

ア 地域との連携

① 地域における公益的な取組み

本会では、「ふく福くらしサポート事業」として地域で生活に困りごとを抱える住民に対し総合相談、生活支援を行っている。実施にあたり関係機関と連携し必要な制度につなげるなどして、地域支援体制の充実に寄与している。今後も本事業を通じ既存制度の狭間を埋める地域のセーフティネットづくりに貢献していく。

② 災害時の対応

センターは福井市の指定避難所であり、災害発生時には近隣地区の避難所としての機能を果たしていくため、本センターが市民の応急的な居住・生活の場として運用できるよう取り組んでいく。

また、近隣小規模福祉施設におけるセンターへの避難訓練を受け入れており、有事の際にも対応できる体制作りを進めていく。

また、「防災士」資格取得についても、本会職員ならびに市町社協職員の資格取得を計画的に進め、災害時における支援活動従事者の確保に努める。

③ センター利用の周知

地域住民や近隣の福祉施設等からの利用促進のため、センターパンフレットを近隣地区公民館に設置していく。

また、センターで実施している車いすや高齢者疑似体験セットの無料貸し出しについて、県民に広くPRし、利用促進を図っていく。

④ 献血事業への協力

献血事業について、移動献血車両による場所の提供ならびに献血者の確保に協力することで、地域への社会貢献活動に取り組んでいく。

⑤ 環境美化への協力

センター敷地内外の定期的な清掃活動により、地域の美化に貢献するとともに、降雪時の歩道や市道除雪にも協力していく。

⑥ 地域の障害福祉サービス事業所等への協力

センター内で福祉製品販売を定期的実施することで、センター利用者への便宜を図るだけでなく、近隣住民との交流と販売促進を通じて、売上げ増加による障害福祉施設利用者の賃金向上に寄与する。

イ 関係団体との連携

① センター入居団体等との連携

センター入居団体連絡会、利用サービス向上委員会等において、入居団体や近隣の関係機関と互いの専門性を活かしながら意見を出し合い、利用しやすい施設に向け連携、協力していく。

相談等においても、各団体に対し専門的な意見を求め、必要な支援につなげていく。

② 各種団体との関係

本会では、日頃から福祉団体をはじめ、行政機関、民間企業等多様な団体とネットワークを構築している。業務の連携のみならず、センターの運営についても随時助言を得るなどして改善につなげていく。

(6)その他

ア 社会福祉センターの指定管理者を希望する理由

① 県内福祉活動拠点としての機能発揮

センターは、県内の福祉活動拠点である。総合社会福祉施設としての機能を発揮するには各種関係機関とのネットワークが不可欠であるが、本会では、従来、市町社協や福祉施設、各福祉団体、関係機関等と協働し、県内の福祉事業を推進してきた。

また、本会では社会福祉の推進基盤を支える福祉・介護人材の育成に年間を通して取り組んでおり、センターはこうした取組みをすすめる拠点としても、大きな役割を果たしている。

したがって、長年にわたって培った県内外の福祉関係者とのネットワークを活かし、本県の地域福祉をこれまで以上に推進していくため、その活動拠点となるセンターを引き続き運営していきたい。

② 「ふくい地域福祉プラン21」による計画的な地域福祉の推進

本会は、「誰もが、身近な地域で、その人らしく、安心して暮らせる福祉社会の実現」の理念のもと、「ふくい地域福祉プラン21」を策定し、県民を主体とした福祉力のある地域づくりや、それらを支える人材育成、組織体制の強化を目指している。本プランの内容は県の地域福祉支援計画とも親和性の高いものとなっている。

今後も、地域福祉の推進拠点として多様な人々、情報、地域福祉課題等が集まってくるセンターを公益的な機能と民間組織としての機能を併せ持つ本会が独自性と専門性を活かしながら継続し運営することにより、県民の更なる福祉向上につながる。

イ 福井県への提案

センターは、設立から40年以上が経過し、建物内の破損・劣化の進行が著しい。緊急に修繕が必要な耐用年数を超えて使用している高額な設備等について、利用者への安全確保の観点からも、年次計画に基づく予算化をお願いしたい。

ウ 現に従事している職員の雇用についての提案

申請時点で指定管理者の立場であるため、次期において指定された場合は、現行の組織・職員体制を基本に、センターの指定管理業務を円滑かつ効果的に遂行し得る職員体制(配置)を維持していくこととしたい。

